

令和元年度 第 1 2 回定例教育委員会 議事録

■ 日 時 令和 2 年 3 月 1 3 日（金）午後 1 時 0 0 分～午後 2 時 4 0 分

■ 場 所 和束町体験交流センター 会議室

出席委員	教育長	西 本 吉 生
	教育長職務代理者	石 橋 常 男
	委員	北 口 弘 子
	委員	村 田 年 宏
	委員	植 田 宏 和

■ 欠席委員 0 人

説明員	教育次長	竹 谷 秀 俊
	学校教育課長	竹 谷 正 則
	生涯学習課長	竹 谷 秀 俊（教育次長兼務）
	生涯学習課生涯学習係長	
		増 田 晋 吾
	学校教育指導主事	浅 田 平 詔
	学校教育指導員兼社会教育指導員	
		稲 垣 公 美

事務局	教育次長	竹 谷 秀 俊
	学校教育課主事	東 浦 翼

■ 傍聴者数 0 人

■ 議事日程

- 日程 1 議事録の承認
- 日程 2 議事録署名委員の指名
- 日程 3 会期の決定
- 日程 4 諸般の報告
- 日程 5 議案第 2 3 号 令和 2 年度「連合の教育」の重点について
- 日程 6 議案第 2 4 号 相楽東部広域連合立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について
- 日程 7 その他

■ 議 事

西本教育長

ただ今から、令和元年度第１２回定例教育委員会を開会します。

日程第１、議事録の承認を議題とします。第１１回定例教育委員会の議事録は、事前に配布しております。議事録について、ご意見、ご質問を受けたいと思います。

質問等のある方は、挙手をお願いします。

（各委員より質問なしとの声あり。）

西本教育長

特に、ご意見、ご質問がないということですので、これを承認することとします。

日程第２、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、植田委員にお願いします。

日程第３、会期の決定を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日、１日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（各委員より異議なしとの声あり。）

西本教育長

異議なしということですので、本定例会の会期は、本日、１日間と決定します。

日程第４、諸般の報告を行います。浅田指導主事が別の会議に出席しますので、先に４番の報告をします。

浅田学校教育指導主事

３学期の土曜教育について報告をします。資料の１、実施時期（回数）ですが、２月に和東小学校、南山城小学校、和東中学校がそれぞれ１回実施しました。笠置小学校は、新型コロナウイルス感染症対策のため休校、実施をしておりません。笠置中学校は、２学期で３回とも終了いたしました。２の実施内容ですが、６年生を送る会が２校、和東中学校は、感染症対策のために授業参観を中止して総合的な学習の時間の授業を実施しました。３の児童生徒の様子ですが、全体的に連合ならではの、また、学校ならではの特色ある取組を実施しました。４番は、今後の対応、成果、課題等を示しております。写真は、６年生を送る会の様子です。本年度は、年間３回の計画を実施しましたが、地域に開かれた教育の視点と社会総がかりで子どもを育てるという観点から、土曜教育が滞りなく実施できたのが何よりと思っております。以上です。

西本教育長

今年の土曜教育、去年までは５日間でしたが、今年から３日間ということで、それなりに充実していたのではないかと思います。ご質問等ありましたらお願いします。よろしい

ですか。来年度の土曜教育ですが、例えば、木津川市のように今年度から止めたところもあります。ただ、連合は地域と一緒にという形を重点にしていますので、来年度も学期に1日、年間3日の土曜教育を予定しております。よろしいですか。

4番を終わりました、次、1番に戻ります。諸般の報告「1番 一般教職員の人事異動内示書について」を議題とし、会議の非公開についてお諮りします。相楽東部広域連合教育委員会会議規則第4条第1項には、会議は公開とすると定められておりますが、同項ただし書きに公開の例外として、賞罰・人事に関することについては、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができると定められています。本件は、人事に関することですので、会議を非公開にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(全員から異議なしの声あり。)

西本教育長

異議なしということですので、諸般の報告「1番 一般教職員の人事異動内示書について」は、ただ今から非公開とします。1番は、私から報告します。

諸般の報告1 一般教職員の人事異動内示書について（非公開）

続いて諸般の報告2番と3番は、教育次長から報告します。

竹谷教育次長

2番をご説明します。「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る臨時休業期間の延長について」の文書です。本日、保護者宛に配布しております。3月3日から12日まで臨時休業をしておりましたが、終息が見通せない中、また、府内の感染拡大の状況等に鑑み、休業期間を延長することとしました。期間は、3月16日から24日までです。休業期間中における登校日の設定ですが、小学校が2日間、中学校が4日間です。配慮事項ですが、「登校日は、必要最小限の内容にとどめるようにします。」また、「風邪のような症状等、体調が悪い場合は、無理をせず、登校を控えさせてください。」としております。3番のその他ですが、「ご家庭におかれましても、できるだけ外出を控え、とりわけ、人の集まる場所やイベントなどは避けるよう、ご指導願います。」また、「今後の感染状況により、上記の内容を変更することがあります。ご承知おきください。」という内容になっております。添付の通知は、3月11日付けの京都府教育委員会教育長からの文書です。この文書は、府立学校の対応を参考に適切に対応していただきますようお願いいたしますという内容です。この後に府立学校宛の文書と府立支援学校宛の文書が参考に添付されております。その次が広報資料ということで、府立学校においては、3月19日まで延長という内容の文書です。この文書を受けて、去る11日に正副連合長と教育長で協議・決定されております。翌12日には、学校から全家庭宛に電話連絡で事前にこの内容についても周知をされております。次の資料は、3月の生涯学習課事業で、中止をした事業一覧表になっております。

3番は、本年4月1日の教育長、教育委員のスケジュール案です。1番は、午前9時3

0分に連合の辞令交付式がございます。教育長と新教育委員さんの出席をお願いします。2番は、午前9時40分からは教育委員会の辞令交付です。教育長と全教育委員さんの出席をお願いします。3番は、第1回教育委員会会議です。午前9時50分から、この会場です。教育長と全教育委員さんの出席をお願いします。新教育委員さんにおかれましては、広報紙と台帳用の写真の撮影を予定しております。4番は、午前10時30分から離任式、教育長と全教育委員さんの出席をお願いします。5番は、午前11時10分から、教育委員会会議の継続を予定しております。6番は、午後2時から着任式です。教育長と全教育委員さんの出席ということで、4月1日につきましては、お昼を挟んでこういった予定になっております。よろしくお願いいたします。以上です。なお、1番の午前9時30分からの連合辞令につきましては、再任でお世話になります石橋委員さんにもご出席をお願いしたいと思います。石橋委員さんと上村委員さんのお二人は、午前9時30分からお願いいたします。以上です。

西本教育長

コロナウイルスに関してですが、今日は、中学校の卒業式をやって、小学校も今日は、連合は12日まででしたから、今日は登校して授業をやっております。24日までとなっております。24日はほとんど修了式という形です。この文書も修了（式）と書いております。式典はやらないと思います。各教室で通知表、修了証の手渡しになると思っておりますので、そういう点でご理解ください。だから、児童生徒につきましては、小学校の場合は、19日の卒業式に出て、24日に修了（式）、次の日から春休みに入ることになります。中学校は、年度末の考査が残っていますから、登校日を設けているということでご理解ください。コロナウイルスに関する専門家会議は、今月19日を目途にもう1回行われるようです。そこで年度末から年度初めの学校の動きもある程度決まってくるのではないかなというふうに考えております。京都府立学校の修了式が19日ですので、16日から19日になったということです。よろしいでしょうか。諸般の報告は以上です。

日程第5、「議案第23号 令和2年度「連合の教育」の重点について」を議題とします。議案を説明してください。

竹谷教育次長

議案第23号、令和2年度「連合の教育」の重点について。上記の議案を提出する。令和2年3月13日提出、相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。令和2年度において重点的に取り組むべき教育課題について、その基本方針や基本理念、施策推進の視点等を示し、学校教育及び社会教育の指導者等の日々の教育活動や自己点検に役立たせるために発行する標記冊子の承認を求めるものです。

西本教育長

来年度の「連合の教育」の重点について、私の方から、改正部分の説明を中心にお話をさせていただきます。まず、学校教育のポイントと言いますか、来年度、特に変わったと

ころ辺りを先ず確認しておくことが必要だと思います。学校教育に関わりましては、小学校が新しい学習指導要領に基づく教育活動がスタートします。英語科です。これは今年から本格的にやっておるのですが、正式には小学校の英語科です。プログラミング教育。キャリア教育の一環としてキャリア・パスポート。こういう新たな取組が入ってきます。それから小学校の場合は、3年生・4年生で使います副読本の改訂です。副読本、これまでずっと改訂しなくてきておりますので、社会科における郷土教材の開発、この辺りも取り組み始めたところです。令和2年度には、副読本になるか、ファイル形式になるかは分かりませんが、そういう課題が残っております。それから委員さんもお承知かと思いますが、GIGAスクール構想というのが、12月に文部科学省から出まして、これがスタートします。令和5年度までに児童生徒1人1人に端末タブレットを持たせるという取組が入ってきます。連合は、令和2年度の補正予算からスタートしていきたいと考えております。それから笠置児童館を移転します。社会教育に関わっては、特に新たなところとしましては、サークル活動の一層の強化というのが大きな課題になっております。それから、特に笠置町図書室が充実しましたので、各町村の図書室活動を充実することです。また、今年、南山城村で地域学校協働本部を立ち上げました。いよいよ令和2年度は和東町に地域学校協働本部を立ち上げます。これで3小学校がそろうということです。それと共にコミュニティ・スクールもちょっと課題となっております。これにつきましては、笠置小学校、南山城小学校、笠置中学校、取りあえず東部3校が来年度からコミュニティ・スクールに入る予定をしております。これは、学校運営協議会を立ち上げて、学校運営協議会の委員さんに色んな学校の取組とか方針等についても意見をもらうという協議会を設置するということです。これが来年度の重点になってきますから、そういうようなことを踏まえて、連合の重点を見直したということをお願ひします。まず、表紙です。表紙は、去年も茶畑だったのですが、今年は南山城小学校の子どもたちです。去年の重点は和東小学校の子どもたちでした。1ページを開けてください。ここは「未来を展望した教育」というところです。子どもが地域に愛着を持つことのできる教育の推進。まず、「地方創生の実現に向けて」の下で、学校と地域のパートナーシップによる「地方創生の実現」。特に、学校と地域の連携・協働です。地域学校協働本部も含めてですが、この学校と地域のパートナーシップをより強化して行って、地方創生の実現に向かって行きたいという大きな目標を先ず整理したところです。2ページの4番の新たな課題や社会状況の変化に適切に対応する教育のところで、「社会に開かれた教育課程の実現」。これは新指のキーワードになっているのですが、ここで具体的に、人がつながる活動の場としての「地域学校協働活動」と「コミュニティ・スクール」を一体的に推進することにより、その実現を図るとしました。府教委も、取り分け社会教育の方では、地域学校協働活動とコミュニティ・スクールが一体となった取組を推進してもらいたいという方針を持っておりますので、これを受けての整理ということになります。それからその下の「高度情報化への対応」ですが、ここもそのICT活用のところを整理しました。ICT環境の整備を図るべく、GIGAスクール構想の実現に向かい、「学びの転換と深化」のもとに主体的、協働的な学びの向上を図るということです。「プログラミング教育への対応」のところは、去年、対応しましたか

ら、もう2年目に入りますから「推進」というところです。それから「キャリア形成と自己実現」。これは新たに入れたところです。先ほど言いましたキャリア・パスポートを作成して、年ごとに児童生徒1年1年自ら振り返っていくところを強調しております。連合管内では和東小学校がキャリア教育に取り組んでおります。実際に和東小学校ではもうキャリア・パスポートを作って、各学校、連合管内の方に照会をしておりますから、そういうキャリア教育のところを充実させるということで入れたということです。それから年度別目標につきましては、「連合の、連合による、連合のための人づくり」、これ3年目に入ります。連合が出来て9年までは年度別に変えておったのですが、10年目からはちょっと落ち着いて、最低3年ぐらいの目標は設定してやっていったらどうかというところで、今年は3年目に入ります。続きまして、5ページをお願いします。学校教育の3本柱は変わりません。1の“相楽東部だからできる”“相楽東部ならではの”の教育の一層の推進のところですが、地域とともにある学校というのは、これは具体的に「地域学校協働活動」、この具体的な活動の名前を入れました。そして、学校による地域貢献の充実というふうに整理したところです。それから、(2)の質の高い学力をはぐくむこと」のところは、新指に入りますので、「新学習指導要領の確実な実施」。それから「非認知能力と認知能力の一体的な育成」。府教委の方も整理をしております。要するに点数化できる認知能力というところと非認知能力、人間性とか意欲とか関心とか、その辺りの能力を高める。だから非認知能力と認知能力の一体化というのが、これが府の重点でも大きな柱になっていますので、それを取り入れたところです。2の具体的重点事項のところ。③特別支援教育の充実のところで、先ほど申しました連合管内に通級指導教室を設置します。そして、適切な運営。それに対して特別支援学級は、それぞれの学校でということで、「各校」という文言と「広域連合」というところを対照的に整理したところです。それから⑤「小中のつながり」のところですが、教職員間における積極的な交流と相互支援を図っていきたいということです。これが学校教育の重点です。あとは細かいことになりますが、6ページを開けてください。重点目標の1の④英語科です。これは本格実施が2年目に入りますから「積極的推進」というふうにしました。それから⑤のところ。ここは「基礎・基本の徹底を図る個別補充学習や主体的・対話的に学ぶ課題解決型学習の推進」。これは府の学校教育の重点に基づいて整理をしたということです。だから「中1振り返り集中学習」や「中2学力アップ集中講座」が無くなるわけではありません。これをまとめて「個別補充学習」とこう整理したわけです。特に、本年度は、府の方も課題別、課題の解決型学習を重点にしております。それから⑥は、学習の評価です。これは新たな評価視点として、今までは「知識・技能」とかそういう形で観点が持たれておったのですが、先ほどの認知能力・非認知能力とかが絡んで学習評価の観点として3つ出されております。これは文科省が言っているところでもあります。1つは「知識・技能」という観点。それから「思考力・表現力・判断力等」というところです。それから「学びに向かう力・人間性等」のバランスのよい育成。これが府の重点になっております。先ほどの認知能力・非認知能力で言いましたら、「知識・技能」のところが認知能力のところ。それから「思考力・表現力・判断力」、それから「学びに向かう」姿勢といいますか「人間性」、これが非認知能力というように考

えていただけたらなと思います。⑨ですが、今、国語力は、前にも紹介したと思いますが、教科書が読めない児童生徒というのがクローズアップされております。読み取る力が必要というところで「読み取る力」。文科省で言いますと「基礎的読解力」という文言を使っていますが、それを入れました。⑫がGIGAスクール構想に関して、これも府教委の方が教師のICT活用指導力、それから児童生徒のICT活用力、これを入れております。そして、プログラミングは「教育の充実」です。それから先ほども言いました小学校社会科における郷土教材及び資料の開発と積極的活用。これは連合独自に入れたところです。7ページです。道徳教育の全体計画、そして、これも新指に「別葉」という文言を入れました。これも府の重点では「全体計画と別葉」となっています。それでは「別葉」とは何かということですが、これは小学校の教師もまだそこまで下りてないのかなとちょっと心配している訳ですが、道徳教育というのは全教育活動を通じて行います。道徳科の年間指導計画はあるのですが、今、全教育活動を通じて行うということで道徳の場合は、学校の全体計画というのが求められております。例えば、道徳の時間には何々をする。各教科の道徳教育ではこうだと。別に分かれておる訳ですが、その「別葉」というのは、教科とか領域で道徳に関する指導内容を整理していくと。例えば、「正義・勇気」という項目です。これは道徳の時間の項目ですが、例えば、体育の学校行事の何処、何処でこんな扱いをしたらいいいですよという一覧表を作ったのが「別葉」です。これは中々分かってもらえないです。それから③の豊かな人間性のところです。人権も含めて、「他人を思いやる心、他者との共生」、そこへ「自己肯定感」を入れました。これはただ単に道徳科だけでなく、学校全体を通じた道徳教育ではぐくんでいこうという意味で、特に「自己肯定感」を入れたところです。⑥は、子どもの読書活動推進計画を踏まえた読書活動の推進ですが、「生涯にわたって読書に親しむ態度」。これも整理をしたところです。続いて9ページ、これは幼児教育ということです。⑬の「幼児教育アドバイザーの活用」。これは府の方が今年からセンターに幼児教育、府は特に今、初等教育の前提となる幼児教育の力を入れていきます。幼稚園だけではなくて幼児期の教育ということで、当然、保育所も絡んでくるのですが、そういう幼児教育アドバイザーを活用するということを入れました。それからキャリア・パスポートです。それから10ページ、まず、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用した学習における情報活用能力及び論理的思考力等の育成、それから情報に関するマナーです。それから⑦と⑧がよく似たところがありますので整理しました。「グローバル化に対応すべく、英語教育、ALTの活用、交流体験などによる異文化を理解・尊重する資質やコミュニケーション能力」、府の方も、ここで「校種間連携」、小中の校種間連携を進めたらどうかといった文言がありましたので整理したところです。それから10ページの下です。危険等発生時対処要領は学校で作っておるのですが、「各地域・学校の実態に応じた」、これも府の重点に即したところです。11ページ。不登校のところです。不登校ゼロを目指す生徒指導の充実で、研修です。「不登校児童生徒支援ハンドブック」というのを府教委が出しておりますから、それを活用した研修をやっていこうということです。⑨は「子どものライフステージに応じた」「学びと生活」の支援の充実。これも府の重点に整合させております。⑫は、「学校別長寿命化計画策定による施設等」。これも予算を確保

しておりますので、施設面であげているところです。重点の7の③は、働き方改革を推進することによって教職員の資質向上を図ろうとするものです。12ページ。⑫の学校と地域社会の連携のところで、「コミュニティ・スクールの導入」を入れました。13ページ。これは地域住民の多様な生涯学習の云々ですが、先ほども言いましたコミュニティ・スクールのことで、「学校運営協議会の設置」。コミュニティ・スクールというのは学校運営協議会を設置して初めて成り立ちますから、その文言を入れたところです。以上が学校教育についてです。ご質問等のある方は、挙手をお願いします。

北口委員

2つ程ちょっとお聞きします。1つはコミュニティ・スクールというのは、相楽管内でも精華町、精華中学校でしたか、何年か前に研修を受けた時に、その時点ではそれぐらいだったのですが、全国的にもこういったコミュニティ・スクールというのは、そういう流れになってきているのですか。

西本教育長

文科省が推薦しています。府教委も一昨年まではそうでもなかったのですが、やっぱりコミュニティ・スクールというのは、今、学校と地域社会との連携というのを重視してきましたから、府教委もかなり重点にしております。山城教育局も各教育委員会を廻って「是非」と言っています。ちなみに精華町は、今、精華中学校だけだったのですが、小学校も来年3校か4校入ります。それから久御山町とかは全部、元々去年くらいには入っています。木津川市は検討中です。そういう現状です。

北口委員

コミュニティ・スクールは、まだ距離があって、遠い存在のように思っていたのに、今日、急に舵が切られていた印象だったので。南丹の方にも一つあったと思うのですが、それぐらいしかちょっと記憶になくて。

西本教育長

おっしゃるように、連合もコミュニティ・スクールはほとんど言っていませんでした。去年ぐらいからです。というのは、地域学校協働本部が笠置町だけでした。地域学校協働本部というのは、やっぱり地域との絡みで、例えば、今年、南山城村で取り組んだのですが、かなり地域の人が学校に入ってきてくれています。相互に融合が出てきていますので、これは効果があります。そういうことになってきたら、コミュニティ・スクールというのと一体化というのは、当然やっていくべきだろうということです。

北口委員

でも、地域学校協働本部とコミュニティ・スクールは、中身的にレベルがかなり違うと思うのですが。

西本教育長

コミュニティ・スクールというのは、やはり学校教育、学校です。地域学校協働本部というのは社会教育です。だから、学校運営協議会のメンバーも地域学校協働本部の役員さんになってもらうというのも当然出てくるでしょう。学校評議員さんにも協議会に加わってもらうということにもなると思います。

北口委員

前に府教委の研修を受けた時に、私の勝手な記憶かもしれないのですが、コミュニティ・スクールというのは、かなり学校教育の中に地域の意見とかが入ってきて、例えば、人事権とかそういうことにも触れてくるというような記憶があって、まだまだ遠い話のように思っていたのですが。

西本教育長

今はないです。教育委員会が運営協議会を開いて、こうしたらどうですか、ああしたらどうですか、委員さんに意見を求めるための協議会です。

北口委員

その辺がちょっと危惧した記憶があります。

西本教育長

当初、懸念したところです。

北口委員

分かりました。もう1点、キャリア・パスポートというのは何のことですか。

西本教育長

指導要領の総則のところには出ているのですが、先ほども言いましたようにキャリア・パスポートというのはそのままキャリアです。例えば、総合学習だけではないのですが、年度当初に今年の1年、子どもたちが、こんな目標で勉強をやっていきたいとかいう目標を立てます。それに対して1学期だったら、学期ごとぐらいですか、振り返りです。振り返りを自分で入れて、教師はコメントを入れます。保護者もそういう子どものものを書けるようにして、それを積み重ねていくのです。1年生が1年間で終わったじゃなくて、その1年生のものを2年生に。だから1人の子どもで6年間。今度は6年間を中学校まで持っていくのです。パスポートですから。そういう取組です。だから、子どもの振り返りの積み重ねを教師も親も一緒になって。自分自身がその都度振り返りながら小学校を卒業するときには、1年前にはこんなことを考えていたとか、こんなことができたとか、そういうのを来年から、今は様式を作っているところです。連合は、先ほども言いましたように

和東小学校がキャリア教育に取り組んでいますから、もうサンプルを作って、各小学校・中学校にサンプルを回しています。それを進めていっているところです。連合は進んでいる方だと思います。これ初めてだから分からないです。だって、連合なんかはまだ子どもが少ないから、８００人も１０００人もいる学校でしたら、どこで保管するのかということです。それが６年間です。それを小・中だから、これは大変です。

村田委員

キャリア・パスポートを引き継ぎ、それから不登校の、あれも持ち越して中学校へ。非常に危機管理、管理体制をきちっとしておかないと、その辺りを雑に扱ったら問題かなと思います。子どものためにどう反映していくかという観点を優先的にやっていく必要があります。そういう点は、和東小学校も研究してくれていると思います。

西本教育長

教職員の働き方改革を進める中、教師の仕事を増やして、諸見やコメントを書く、そういう課題もあります。通知票とは別にキャリア・パスポートを作っていきますから、課題もありますので、進めながら改善していきたいと思います。

北口委員

１人の子どもの成長過程の積み重ねはよくわかると思うのですが、段々多くなる分量を読み込むだけでも先生としたらすごく業務量が、大変です。

西本教育長

機会があったら、学校訪問をしたときに、このキャリア・パスポートを、ただ、プライバシーの問題も、そういうところもあります。

村田委員

８ページです。「部落差別の解消の推進に関する法律」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ対策法」とあるのですが、その並べ方ですが、法が成立した順番にして、「障害者」「ヘイト」「部落」という順にしてはどうですか。この順は、何か意図があるのですか。

西本教育長

法律が出来た順番では、障害者が１番で、ヘイトが２番、部落が３番ですが、ここはやっぱり人権教育の基にしているということで、京都府の「人権教育を進めるために」もこういう順番になっています。まず部落差別解消の推進です。

村田委員

「同和問題をはじめとする」というところで、その部分は、管内小中学校の先生方、特に管理職に押さえてもらいながら人権教育を進めるということが大事かなと思います。

北口委員

G I G Aスクールというのは何のことですか。

竹谷学校教育課長

高速大容量のネットワークを学校に整備して、それを使って児童生徒が1人1台ずつの端末をつないで、クラウド上のソフトに接続して教育していくというような大きな構想です。

西本教育長

簡単に言いますと、タブレットを1人1台ずつ持たせましょうということです。これも先ほど言いましたように、令和2年度から令和5年度までに整備することになります。これからの授業は、ノート替わりであって、タブレット端末を使用することになります。

北口委員

小学校ですか。

西本教育長

小学校1年から中学校3年まで、1人1台です。文科省の補助金で、一人当たり標準45,000円くらいになります。授業でどんどん使い、もちろん書き込んだり、資料収集とか。今日も新聞に出ていましたが、タブレット端末を使って、これから学校へ行かなくてもいい時代になると。

北口委員

今、休校中にタブレットを使って何かやっているところがありますね。

西本教育長

今、臨時休業だということで、どこかの塾もやっていました。全部家の中でできる。要するに遠隔教育ができるのが大きなところです。だから色んな形で活用できますから、先ほどいいましたように、木津川市は当初予算に組んでいます。連合は補正で小学5、6年生、中学1年ぐらいからスタートする予定です。

北口委員

タブレットだけの予算だけじゃなくて、工事をしないとダメじゃないですか。

竹谷学校教育課長

工事は平成29年度に5校とも完了しています。

西本教育長

これは3町村の財政と調整が必要です。これからはタブレット端末がノートや鉛筆、文房具です。そういう時代になってきますから、連合としても遅れてはならないということです。これがGIGAスクール構想です。

村田委員

子どもは順応性が非常に高いですから出来ると思います。それに見合うような教師の指導力が必要になります。

西本教育長

6ページをもう一度見てください。GIGAスクール構想です。「教員のICT活用指導力及び児童生徒のICT活用力」。この児童生徒のICT活用力の育成というのは楽です。村田委員が言うように順応性がありますから。問題は教師の指導力です。次、社会教育の推進について説明します。14ページですが、これが社会教育の大きな目標になると思うのですが、「いつでも・どこでも・誰もが、自己実現に向けて」。この自己実現というのが社会教育、生涯学習の大きな目標になると思います。自己実現に向けて「多様な方法で生涯にわたって」、この文言を入れました。これは府の社会教育を推進するためにというのに合わせた文言整理です。次の二重丸のところで、連合の課題として、学びの場は結構できているように思います。今度は学習した成果を活かすことのできる活かす場です。活かす場というのは活動の場になります。例えば、講座とか色々なイベントで学びます。そして学んだものを活かすところです。具体的に言えば、南山城村の文化のつどいです。笠置町のいきいきフェスタです。この学んだものを活かすところが、和束町にはないです。大きな課題です。その辺りは来年度大きな課題ですので、そういうことも含めて「学びの場・活動の場」という文言を整理したところです。具体的な取組では、4番、家庭の教育力、地域社会の教育力の向上」と、先ほど言いました「コミュニティ・スクールと一体となった」という文言を入れたところです。6番の人権教育の推進ですが、各種団体などが「一体となった」を、それぞれ「連携・協働」としたらどうかというところの文言整理です。15ページの1行目、「学校教育と社会教育の連携・融合」です。この融合という言葉は余り最近使いませんので、もう「連携を図りつつ」で十分ではないかということです。3行目に「地域の特性を活かした」を入れました。それから3番の「地域社会の教育力の向上」のところは、「学びと活動を通した「人がつながる地域づくり」」。先ほどの「学びと活動」というのを受けて、これも京都府の社会教育の重点に合わせたところです。生涯学習の振興のところでは、目標のところでは「いつでも・どこでも・誰もが」、冒頭と整合させたところです。具体的対応のところでは、(2)の子どもの人権は、昨年まで貧困だけだったのですが、ここへ「不登校・虐待」を入れました。3つだけが子どもの人権ではないのですが、これを入れました。(7)各図書室の施設整備ですが、先ほど言いました3町村の図書室が充実してきましたから今度は活動の方に、整備から活動にというところです。17ページに「家庭の教育力の向上」ですが、目標のところでは下から2行目の「保護者に対する学習・

交流機会」、交流を入れたところです。具体的対応のところでは、(1)のところで、「生命尊重、思いやり」だったのですが、「他者との共生」を入れました。これは人権教育との絡みということもあります。(6)、今までは「一人で悩まないで」とか「食をテーマにした」という資料の名前でしたが、これを整理しまして、「子どもの成長・発達」や「食」、「読書」をテーマにした」というふうに整理をしました。これも京都府に準じたところです。(12)PTAのところでは、「PTA活動の充実と保護者が参加しやすい環境づくりに向けた支援」です。ここも京都府との整合性を図りました。次、「地域社会の教育力の向上」です。ここは、地域学校協働本部のところは、府教委もここに3点か4点、新たなものを掲げています。ここは「地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、子どもを包み込む持続可能は地域づくりを目指した地域学校協働活動の推進」です。この地域学校協働活動の目標をそこに整理したということです。(3)は、そのための活動推進員や地域コーディネーターの資質・能力の向上を入れました。最後の「人権教育の推進」ですが、目標のところでは、「自然に現れる」ですが、京都府の「表れる」に文言整理したところです。(1)は、これも文言整理です。「でも」を「における」にしました。(9)、青少年の社会性や思いやりの心。いわゆる豊かな人間性です。豊かな人間性を具体的にもう少し入れました。「異質への寛容、他者との共生などの」です。特に、人権では異質への寛容、他者との共生、これが本当に大事な視点になってきますのでそこを入れたところです。以上が社会教育の推進に関しての変更点です。ご意見、ご質問があったらお願いします。

石橋委員

人権教育の推進に係る最後の変更点の「異質への寛容」ですが、その言葉というのは京都府の方も使われているのですか。

西本教育長

京都府じゃなくて、これは文科省の豊かな人間性の中で、このような表現がされています。豊かな人間性というのは、これと、これと、これという、豊かな心というのは中々漠然としていますが、小中学校で豊かな人間性というのは、例えば、正義・勇気とか、思いやりとか、異質への寛容とか、そういう文言を適当に、要は、みんな違ってみんないいというところです。

石橋委員

一般の者が、異質という言葉聞いた時に「異質」、ものすごく引っかかります。だからその言葉がこういう教育の関係の文章にあるのかなと探したのですが、非常に慣れない者にとったら異質です。

西本教育長

これ難しい言葉です。例えば、排他、排斥、というようなこと。例えば、「オンリージャパニーズ」とかです。「外国人は受け付けません。」とかいうようなところも含めて、文科省は

異質への寛容という文言を使っています。

村田委員

言葉は難しいです。自分にとって異質でも、他の人にとっては異質でない部分も出てきます。それだけの寛容だから。上手く言えないけど。異質という言葉、自分はそう思っているかもしれないが違う人からは異質ではないかもしれない。

西本教育長

寛容にも色んなものの寛容があります。寛容というのは、例えば間違いを許すとか、誰かが間違った、それは攻撃するのではなくて寛容な心でとか。そういうような寛容もあります。だから寛容だけではちょっと弱いのかなと思う。異質への寛容って、「もの」を入れているところもあります。異質なものの寛容です。

北口委員

平仮名で「もの」ですか。

西本教育長

人間の「者」ではなくて「もの」です。広い意味で。だから平仮名を使います。そちらの方が、石橋委員が言われたような、柔らかくなるのだったら「なもの」を入れます。

石橋委員

慣れないだけの話です。

西本教育長

「なもの」を入れます。「異質なものの寛容」。

北口委員

16ページ、(2)に子どもの人権と赤で書いてありますでしょう。そのカッコの中は3つですが、20ページの(8)の子どもの人権問題のカッコの中は5つ書いてあります。いじめとか体罰とかが書いていますけども、これは違いがあるのですか。

西本教育長

今、連合が捉えている子どもの人権というのは5つです。いじめ、不登校、虐待、体罰、貧困です。これが子どもの人権問題です。16ページの(2)生涯学習の振興、課題が少子化、子どもの人権、環境問題です。去年までは、少子化、貧困、環境問題でした。ここでは現代的な課題に関する学習活動を推進するという意味から、特に、子どもの人権で貧困と不登校と虐待としています。体罰は教職員の問題です。そういう意味でここは3点で押さえたところです。それでよろしいですか。それでは、1か所を修正といいますか、付け加え

がありました。そのことも含めて、これより採決してよろしいですか。

(各委員より良いとの声有り。)

西本教育長

これより採決します。「議案第23号 令和2年度「連合の教育」の重点について」、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第23号は承認されました。

日程第6、「議案第24号 相楽東部広域連合立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」を議題とします。議案を説明してください。

竹谷教育次長

議案第24号、相楽東部広域連合立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について。上記の議案を提出する。令和2年3月13日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。職員の給与等に関する条例(昭和31年京都府条例第28号)第37条の5の規定により、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条第1項に規定する指針を踏まえ、相楽東部広域連合立の小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する事項を定める必要があるため、本規則を制定するものです。相楽東部広域連合立の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則。第1条が趣旨です。第2条が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間及び月数の上限を定めております。第3条は委任ということになっております。

竹谷学校教育課長

議案第24号を説明させていただきます。議案の提出理由にありましたように、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(いわゆる特措法)の一部が改正され、令和元年12月4日に可決、成立しました。これを受けて、京都府においては、府議会2月定例会に「職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(京都府条例)が上程されました。参考資料として京都府条例を添付しております。この条例改正の内容は、京都府における義務教育諸学校等の教育職員の勤務時間の管理に関する規定として、第37条の5が新設されるとともに、同条の定めるところにより、第47条の任命権者等の読替えの規定が改正されました。本教育委員会では、府条例の第47条の表中、読替えられる字句「京都府教育委員会」を読替える字句「市町村教育委員会」の規定に基づき、今般、本教育委員会において本規則を新たに制定するものです。規則は三条からなり、第1条は

趣旨で、提出の理由で申し上げたとおりです。第2条の第1項では、教育職員が業務を行う時間（在校等時間）から所定の勤務時間（休日法に基づく休日及び年末年始の休日並びに代休日）を除く正規の勤務時間を除いた時間（すなわち超過勤務時間）の上限の範囲を定めており、1箇月45時間以内、1年360時間以内とするものです。また、2項は、一時的または突発的な事情により勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合、いわゆる特例的な取扱いを定めており、この場合は、1箇月100時間以内、1年720時間以内とするとともに、連続する複数月の各月の超過勤務時間の平均を80時間に、そして1箇月の超過勤務時間が45時間を超える月は、1年間に6箇月以内とするものです。これは昨年10月に、本教育委員会が策定した「連合立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」に定める勤務時間の上限の目安時間と同じです。第3条は、この規則に定めるもの以外の必要事項については、教育長が別に定めるとしております。施行日は、令和2年4月1日とするものです。本教育委員会では、新たに規則を制定し、連合立学校における働き方改革を推進し、取組の実効性を高めていきたいと考えております。以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。以上です。

西本教育長

働き方改革に関するこれまでの流れですが、文科省がガイドラインを作って、それを受けて京都府が方針を出しました。府の方針と国のガイドラインを受けて、連合も10月に方針を出したところです。この度、国が法律改正に基づき指針を出しました。ガイドラインからの格上げです。これを受けて、京都府の方も職員の給与条例の改正が行われました。連合も、今までは方針だったのですが、規則を制定し、超過勤務時間の上限を1箇月45時間以内、1年360時間以内と定めるものです。これより質疑を行います。質問のある方は挙手願います。よろしいですか。

（各委員から特にないとの声あり。）

西本教育長

これより採決します。「議案第24号 相楽東部広域連合立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」、承認される方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

西本教育長

挙手全員です。よって議案第24号は承認されました。

日程第7、その他です。

1の諸報告事項の①から③までは、事前に配布しております。

何かご意見、ご質問はありませんか。質問等のある方は挙手願います。

(各委員から特にないとの声あり。)

西本教育長

特にないようですので、2の次期定例教育委員会の開催日程(案)について、事務局より説明してください。

竹谷教育次長

次期の開催日程です。4月1日の水曜日、午前9時50分から、場所は、この会場です。先ほど4月1日の日程の流れを説明させていただきました。新教育委員及び職員の辞令交付式、教職員の離任式・着任式があります。参集時間は、午前9時20分とさせていただきます。30分から連合の辞令交付式が始まります。参集時間は、10分前の午前9時20分までにお願いします。

続いて、その他です。3月27日の金曜日、午後3時から第2回総合教育会議を開催されます。

西本教育長

それでは、すべての協議事項が終わりました。

以上で、第12回定例教育委員会を終了させていただきます。ご苦勞様でした。

〈午後2時40分閉会〉

— 了 —